二　特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員　当該事故の内容を当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告すること。

三　第一号又は第二号の報告を受けた特定秘密管理者　当該事故の内容を国家公安委員会に報告するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2　特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じ、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を国家公安委員会に報告するものとする。

**第四章**　指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

**第四十一条**　職員は、指定若しくはその解除又は特定行政文書ファイル等（行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第七条第一項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち特定秘密を記録するものをいう。以下同じ。）の管理が法、令又は運用基準（以下「法等」という。）に従って行われておらず、又はそのおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一　特定秘密の取扱いの業務を行う職員（次号に定める報告を受けた職員を含む。）　適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を特定秘密管理者に報告すること。

二　特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員　指定若しくはその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告すること。

2　前項の報告を受けた特定秘密管理者は、指定若しくはその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていたか否かに関する調査を行うとともに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一　指定及び解除が法等に従って行われていないおそれがあると認めた場合　速やかに国家公安委員会に報告すること。

二　特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認めた場合　適切な措置を講じ、速やかに、その結果を国家公安委員会に報告すること。

3　国家公安委員会は、前項第一号の報告を受けた場合においては、その内容に応じ適切な措置を講ずるものとする。

4　国家公安委員会は、第二項各号の報告に係る指定若しくはその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認めた場合には、速やかに、その旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

**第五章**　他の行政機関等に対する特定秘密の提供

（他の行政機関に対する特定秘密の提供）

**第四十二条**　法第六条第一項に規定する他の行政機関に対する特定秘密の提供は、第三章第三節の規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

（他の行政機関に対する特定秘密の提供に伴う協議）

**第四十三条**　法第六条第二項の協議は、別記様式第十八号の書面により行うことを標準とする。

（他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め）

**第四十四条**　特定秘密管理者は、法第六条第二項の規定により行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の取扱いの業務を管理する者と令第十七条各号に掲げる事項の詳細について取り決めるものとする。

（公益上の必要による特定秘密の提供の手続）

**第四十五条**　法第十条第一項の規定により特定秘密を提供する場合における特定秘密文書等の交付について第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同条中「職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第三十三条、第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

**第六章**　通報窓口

**第四十六条**　指定若しくはその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認められる場合に行う通報を受け付け、処理する窓口は、会務官とする。

**第七章**　雑則

（指定前の取扱い）

**第四十七条**　指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認）

**第四十八条**　情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の書面による承認を事前に得るものとする。

（国際約束に基づき提供された情報である特定秘密の取扱い）

**第四十九条**　前条までに定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である特定秘密については、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

（補則）

**第五十条**　この規則の実施に関し必要な事項の細目は、特定秘密管理者が定める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この規則は、法の施行の日（平成二十六年十二月十日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この規則の施行の日から法附則第二条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第四条第一項の適用については、「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密」とあるのは「特定秘密」と、第二十九条第一項の適用については、「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」とあるのは「特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている者」とし、第三条第四項の規定は適用しない。

**別記様式第１号**（第６条関係）

特定秘密指定書

平成　年　月　日

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項の規定により、下記のとおり、特定秘密を指定する。

記

1　対象情報
2　指定の整理番号
3　法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
4　指定の理由
　別紙のとおり
5　当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
6　法第３条第２項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
7　指定の有効期間等
　(1)　指定の有効期間
　(2)　当該有効期間が満了する年月日

別　紙

指定の理由